

はじめに

川崎市長

福田 紀彦



私達を取り巻く消費生活環境は、超高齢化の到来、高度情報化社会、国際化の進展等によって大きく変化しています。特に、高度情報化社会の急速な普及は、インターネットを活用した商取引の増加に拍車をかけ、消費者の利便性は飛躍的に向上し、様々な商品やサービスが提供され、その選択肢も大幅に拡大しています。

そのような中、社会的弱者を狙った悪質商法による消費者被害は後を絶たず、消費生活の安定・向上を確保するため、消費者施策の一層の推進が必要となっています。

これに対応するため、国においては、関係法令等の整備などにより消費者保護のルールを強化するための新たな制度等を導入し、消費者行政を推進しています。

本市としても、消費者を取り巻く環境を的確に捉え、複雑化・多様化する消費生活相談に迅速かつ的確に対応するとともに、消費者被害の未然防止や拡大防止を図るため中期的な視点から市全体で取り組む課題や方向性を明確にした3年間の消費者施策の総合計画として「消費者行政推進計画」を策定し、消費生活の安定及び向上に向けた施策の推進に取り組んでまいりました。

そしてこのたび、平成29年度からの消費者行政を推進するにあたり、「消費者行政推進計画(2017～2019年度)」を策定しました。今回の計画では、「消費者教育の推進に関する法律」に基づき消費者教育推進計画を新たに加え、消費者が自らの消費行動を通じて公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する「消費者市民社会」の形成に向けた消費者教育を進めてまいります。

自らの消費行動が社会や経済の情勢、地球環境などに影響を及ぼすことに思いを馳せる消費者が増えることは、『成長』と『成熟』の調和による持続可能な『最幸のまち』の実現に結びつくものと考えております。

最後に、本計画の策定にあたり、御尽力いただいた「川崎市消費者行政推進委員会」の各委員の皆様にご心よりお礼申し上げますとともに、市民の皆様や関係団体の皆様から貴重な御意見をいただいたことに心から感謝申し上げます。今後とも消費者行政の推進に、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年3月